

≫障がいのある子どものために≪

○手帳について 『長寿福祉課 ー1階4番窓口ー』

・身体障害者手帳

病気や怪我のために、視聴覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能等に永続する障がいがある方に交付されます。

・療育手帳

児童相談所等で知的障害児（者）と判定された方に交付されます。

・精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた方に交付されます。

○手当や医療費の助成 『長寿福祉課 ー1階4番窓口ー』

・障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳1級又は2級の一部、療育手帳 ㊤、又はそれらと同程度の精神障害等のある方に手当を支給します。

* 所得制限があります。

【支給額】 月額15,690円

・特別児童扶養手当

身体又は精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で育てている父母又は養育者に手当を支給します。

【支給額】 1級（重度） 55,350円 * 所得制限があります。

2級（中度） 36,860円 * 所得制限があります。

・重度心身障害者医療費支給事業

重度心身障害者が病院等でかかった医療費の本人負担分（保険診療分のみ）を助成します。

身体障害者手帳1級～3級、療育手帳 ㊤・A・Bの方

精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象となります。

* 所得制限があります。

・難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入のための費用を助成します。購入される前に、あらかじめご相談ください。

* 所得制限があります。

○就学相談 『教育総務課 ー2階10番窓口ー』

お子さんの就学についてご心配な保護者の方に、お子さん一人ひとりの発達の状況や障がいの状態に応じた、よりよい教育が受けられるよう、就学相談を随時行っています。

≫ご存知ですか？発達障害≪

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と平成17年4月に施行された発達障害者支援法で規定されています。発達障害には、いろいろなタイプがあり、特徴や症状も異なるため、その人その人に、できること、苦手なこと、得意なことは違ってきます。

◆主な発達障害

1 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット障害、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達を含む総称です。

2 自閉症

「対人関係の障害」、「コミュニケーションの障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」をもつ障害です。3歳までに何らかの症状がみられます。

3 アスペルガー症候群

「対人関係の障害」、「限定した常同的な興味、行動および活動」をもつ障害です。基本的に、知的な遅れを伴わず、言葉の発達の遅れやコミュニケーションの障害はありません。

4 学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れがないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

5 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

○発達障害の相談等

埼玉県では、発達障害者支援センターを設置しています。

名 称 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

所在地 〒350-0813 川越市平塚新田東河原201-2

電 話 049-239-3553

H P <https://www.dd-mahoroba.com/>

◆相談支援◆

発達障害児(者)及びその家族、支援者に対する相談支援

- ・来所相談（要予約）
- ・電話相談（月～金 9時～12時・13時～17時）